

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年1月21日)

受験番号 _____

申請者（法人）名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入してください。

問1【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

()

問2【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

()

問3【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問4【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

()

問5【労働基準法】

この法律で定める労働条件の基準は標準のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

()

問6【貨物自動車運送事業法】

真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付しなければならない。

()

問7【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

()

問 8 【道路運送車両法】

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から 15 日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

()

問 9 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、必要に応じて運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

()

問 10 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

()

問 11 【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について 2 人以上の死者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

()

問 1 2 【貨物自動車運送事業法】

事業者は、事業用自動車の車両重量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

()

問 1 3 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

()

問 1 4 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第24条の2第1項の規定により運送利用管理規程の作成の届出をしようとする者は、その行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が初めて貨物自動車運送事業法施行規則第13条の10に規定する合計量以上となった年度の7月10日までに、運送利用管理規程作成届出書を提出しなければならない。

()

問 1 5 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にあたる。

()

問 1 6 【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

()

問 1 7 【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

()

問 1 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

()

問 1 9 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前60日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）であるときは、国土交通大臣は一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない。

()

問 2 0 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

()

問 2 1 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

()

問 2 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

()

問 2 3 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者（その事業用自動車の数が国土交通省令で定める数未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

()

問 2 4 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、1箇月について293時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとすること。ただし、労使協定により、1年について6箇月までは、1箇月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3,400時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、1箇月の拘束時間が293時間を超える月が3箇月を超えて連續しないものとし、かつ、1箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

()

問25【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問26【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

問27【道路運送法】

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であって国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

()

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、()内に記入してください。(完全解答式)

- ① 事業報告書
- ② 事業実績報告書

- ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで
- イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで
- ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- エ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- オ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- カ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

① () ② ()

問 2 9 【自動車事故報告規則】

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを全て選び、()に記入しなさい。(完全解答式)

- ア. 車輪の脱落を生じたもの (故障によるものに限る)
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの
- エ. 8人の負傷者を生じたもの
- オ. 3人の重傷者を生じたもの

()

問 3 0 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合は、拘束時間及び休息期間として定められているもののうち、次の①、②について、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(完全解答式)

- ① 勤務終了後、継続 11 時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とする。

()

- ② 1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年1月21日)

受験番号 _____

申請者（法人）名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を（　　）内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

(第2条第1項)

(　○　)

問2 (自動車検査証の有効期間) 【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第2項)

2年→1年 (　×　)

問3 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条) 休止又は廃止する30日前までに届け出なければならない (　×　)

問 4 (駐車を禁止する場所) 【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

(第45条第2項)

(○)

問 5 (労働条件の原則) 【労働基準法】

この法律で定める労働条件の基準は標準のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(第1条第2項)

標準→最低 (×)

問 6 (書面の交付) 【貨物自動車運送事業法】

真荷主(自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。)及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付しなければならない。

(第12条第1項)

(○)

問 7 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(第9条)

(○)

問 8 (選任届) 【道路運送車両法】

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から 15 日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

(第52条)

(○)

問 9 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、必要に応じて運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

(第7条第4項)

「必要に応じて」は誤り (×)

問 10 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

(第3条の6第1項)

(○)

問 11 (速報) 【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について 2 人以上の死者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

(第4条)

(○)

問 1 2 (輸送の安全) 【貨物自動車運送事業法】

事業者は、事業用自動車の車両重量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

(第15条第3項)

車両重量→最大積載量 (×)

問 1 3 (乗合自動車の発進の保護) 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(第31条の2)

(○)

問 1 4 (運送利用管理規程の届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第24条の2第1項の規定により運送利用管理規程の作成の届出をしようとする者は、その行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が初めて貨物自動車運送事業法施行規則第13条の10に規定する合計量以上となった年度の7月10日までに、運送利用管理規程作成届出書を提出しなければならない。

(第13条の11)

年度の→年度の翌年度の (×)

問 1 5 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることをを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にあたる。

(第2条第9項第5号ロ)

(○)

問 1 6 (自動車に関する表示) 【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(第95条)

荷主→使用者(×)

問 1 7 (健康診断) 【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

(第66条)

健康診断を行わなければならない(×)

問 1 8 (運転者等台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(第9条の5第2項)

(○)

問 1 9 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前60日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）であるときは、国土交通大臣は一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない。

(第5条第2号)

(○)

問 2 0 (運行管理者資格者証) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

(第17条第2項)

(○)

問 2 1 (使用者の点検及び整備の義務) 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(第47条)

所有者→使用者(×)

問 2 2 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

(第10条第1項)

(○)

問 2 3 (安全管理規程等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者(その事業用自動車の数が国土交通省令で定める数未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第14条)

(○)

問 2 4 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、1箇月について293時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとすること。ただし、労使協定により、1年について6箇月までは、1箇月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3,400時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、1箇月の拘束時間が293時間を超える月が3箇月を超えて連続しないものとし、かつ、1箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

(第4条第1項)

293時間→284時間(×)

問 2 5 (業務の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第8条第1項)

事業用自動車ごと→運転者等ごと(×)

問 2 6 (運賃及び料金等の掲示等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条)

主たる事務所その他の営業所において(×)

問 2 7 (有償旅客運送の禁止) 【道路運送法】

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であって国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

(第83条)

届け出→許可を受けた(×)

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、()内に記入してください。(完全解答式)

- ① 事業報告書
- ② 事業実績報告書

- ア. 前年1月1日から12月31までの期間に係るものを毎年3月31日まで
- イ. 前年4月1日から3月31までの期間に係るものを毎年7月10日まで
- ウ. 前年10月1日から9月30までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- エ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- オ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- カ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

(第2条)

① (エ) ② (イ)

問 2 9 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを全て選び、()に記入しなさい。(完全解答式)

- ア. 車輪の脱落を生じたもの (故障によるものに限る)
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの
- エ. 8人の負傷者を生じたもの
- オ. 3人の重傷者を生じたもの

(第2条、第3条)

(ア、イ、オ)

問 3 0 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合は、拘束時間及び休息期間として定められているもののうち、次の①、②について、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。(完全解答式)

- ① 勤務終了後、継続 1 1 時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とする。

(○)

- ② 1日についての拘束時間は、1 4 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は1 5 時間とすること。

1 4 時間→1 3 時間 (×)

(第4条)

令和8年1月21日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R8.1.21	
受験者数	21	
合格者数	15	

※「受験者数」は欠席者を含む。